

田村利一

一議長(加藤市蔵)本町会の会期を一日とする旨を告ぐ

日程第一福生町吏員報酬額並費用辦償額及其支給條例一部改正の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市蔵)第一読会を閉じ旨を告ぐ

書記朗讀

一町長(岸徳太郎)請給与の改正に伴い報酬額もまた増額を必要と認めらる

から本條例の改正しようとするものがある旨の提案理由を説明す

一第三番(政樂美知)改正前の額につき説明を求め

町長及書記説明

一第三番(井梅弥十郎)原案賛成につき直に確定議となさんと求む

一第三二番(二井初五郎)議員も吏員なるやにつき質問あり

一第十四番(川室金吉)報酬額は他町村との派合は如何なるや質問あり

一第三四番(貫井田作)一般吏員の給與につき質問あり

町長及書記夫々説明す



一議長(加藤市蔵)第三番議につき会議に諮る

賛成 々の聲起る

日程第二福生町助役に関する條例廃止の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市蔵)第二読会を閉じ旨を告ぐ

書記朗讀

一町長(岸徳太郎)地方自治法の公布に伴い名譽助役の制度がなくなつたので

本條例を廃止しようとするものである旨の提案理由を説明す

一第三番(井梅弥十郎)本條例を廃止し事務助役二名置くことにしたるや

に付質問あり

議長法に依り助役二名置くことを規定されている旨説明す

一第三二番(二井初五郎)法に一名と規定されているから本案に賛成する旨を述べ

一第五番(堀田壽照)従来の名譽助役を廃止するところのことには解釋なしと申し

きやにつき質問あり

町長 夫々説明す

一第三番(平井和五郎)原案賛成につき直に確定議となさんと被_レ旨

賛成 々々 賛成 起る

一議長(加藤市蔵)第三番説に付直に確定議となさんと被_レ旨に
異議なきに付採決する旨を告げ賛成所有に挙手を命ず

挙手 全員

日昨第三陸海軍ニ召集せしる者の給料支給に關し條例廃止の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市蔵)第一読会を開く旨を告ぐ

書記 朗読

一田長(岸徳太郎)陸海軍の廃止により本條例は必要がなくなった旨の按察理
由を説明す

一第三番(井梅弥十郎)原案賛成につき直に確定議となさんと被_レ旨

賛成 の声 起る

一議長(加藤市蔵)第三番説に付會議に諮り賛成者に挙手を命ず

挙手 全員

會議録署名議員選出挙

一議長(加藤市蔵)署名議員の選出は指名推薦に依り指名者を議長と
なす(き)旨を會議に諮り全員異議なきに付指名推薦に由ることに
決する旨を告ぐ

一議長(加藤市蔵)左の者を指名し一名毎に會議に諮り異議なき決す

川窪金吉 田村福一 高橋三郎

一議長 會議を閉する旨を宣す

一議長 第二回は例所會を開會する旨を宣す

午前八時五十分

右會議の顚末を録し其の相違なきことを證するため之に四署名す

昭和三年八月二日 福主町會議長

町會議員

川窪金吉

田村福一

高橋三郎

議案第

昭和三十一年度東京都西多摩郡福生町歳入歳出追加更正予算

歲入の部

科目	税	二都府附加税	一市街庄附加税	八営業附加税	九電話加入税	一自動車取得税	二渡客船附加税
説明欄目	道加要正 予算額	七〇三六三八	八〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二七,〇〇〇	三〇〇
既算額	六八三,〇八八	二〇四,五八八	一〇,〇〇〇	六八五,〇三八一・五〇	〇	〇	〇
増比	六七六・八五〇	四九九・五〇	七〇,〇〇〇		二〇,〇〇〇	二七,〇〇〇	三〇〇
附記				営業課五ノ下四に対する 百分の九			

宮業紙益五のヲ下四に對すの
百今の九

三 独 立 税	一 所 民 税	二 三 〇 〇 〇 〇	三 四 六 三 〇 〇	二 三 五 五 〇 〇	一 〇 八 〇 〇	一 頭 寺 田 六 〇 頭 令
二 目 軌 車 税	四 五 〇 〇 〇	一 八 〇 〇 〇 〇	三 九 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇		
四 層 畜 税	三 二 五 〇 〇	二 五 〇 〇	三 〇 〇 〇 〇			
六 荷 車 税	二 四 〇 〇 〇	九 二 〇 〇	一 四 八 〇 〇			
七 廣 告 税	一 〇 〇 〇 〇	〇	一 〇 〇 〇 〇			
四 令 契 税	三 三 〇 〇 〇 〇	二 四 三 〇 〇 〇	七 七 〇 〇 〇 〇			
一 畝 付 税	三 三 〇 〇 〇 〇	二 四 三 〇 〇 〇	七 七 〇 〇 〇 〇			
五 都 支 出 金	一 五 九 〇 八 八	一 四 〇 〇 九 五	一 八 九 九 三			
一 支 付 金	一 五 七 三 八	三 七 四 五	二 一 九 九 三			
三 調 査 費 支 付 金	一 一 九 九 三	〇	二 一 九 九 三			

[illegible]

二役場費	一報知給料		三諸	二給	一需要費	二修繕費	三土木費
	二會議費	二給					
八〇〇〇	八二七・九九	四・五八三	二七・七一五	一三六・三七五	七〇四・五	六五九・五〇	四三・〇〇〇
二〇〇〇	五二〇・五三七	四四九・八四	二四六・八三四	六三・三七五	一四四・二五	四八九・五〇	一三・〇〇〇
六〇〇〇	三六五・六二	二二三五・六二	二八六・七一	七三・〇〇〇	五六・〇〇	一七・〇〇〇	三〇・〇〇〇

一、新築長崎給料三〇〇〇〇円
 二、新築長崎給料二〇〇〇〇円
 三、新築長崎給料一〇〇〇〇円
 四、新築長崎給料五〇〇〇〇円
 五、新築長崎給料二五〇〇〇円
 六、新築長崎給料一五〇〇〇円
 七、新築長崎給料一〇〇〇〇円
 八、新築長崎給料五〇〇〇〇円
 九、新築長崎給料二五〇〇〇円
 十、新築長崎給料一五〇〇〇円
 十一、新築長崎給料一〇〇〇〇円
 十二、新築長崎給料五〇〇〇〇円
 十三、新築長崎給料二五〇〇〇円
 十四、新築長崎給料一五〇〇〇円
 十五、新築長崎給料一〇〇〇〇円
 十六、新築長崎給料五〇〇〇〇円
 十七、新築長崎給料二五〇〇〇円
 十八、新築長崎給料一五〇〇〇円
 十九、新築長崎給料一〇〇〇〇円
 二十、新築長崎給料五〇〇〇〇円

一橋梁費	四教育費	一義小學校費	二義小學校費	一諸	二需要費	三修繕費	一諸	二需要費	三修繕費
四三・〇〇〇	五七・三九八	一三・七七〇	二六・三一〇	六〇・一九八	五一・二〇〇	三一五・一三五	七・三〇〇	七二・八八五	二八・三九五
一三・〇〇〇	二七・八三三	四九・六四八	一六・九五〇	二六・四九八	六二・〇〇〇	一二〇・五三五	六・三〇〇	四一・九八五	七・三三五
三〇・〇〇〇	二九・六六〇	八・六〇〇	九・三六〇	三三・七〇〇	四五・〇〇〇	一九四・六〇〇	一・〇〇〇	二五・九〇〇	二二・七〇〇

道路牛入費
 一、新築長崎給料三〇〇〇〇円
 二、新築長崎給料二〇〇〇〇円
 三、新築長崎給料一〇〇〇〇円
 四、新築長崎給料五〇〇〇〇円
 五、新築長崎給料二五〇〇〇円
 六、新築長崎給料一五〇〇〇円
 七、新築長崎給料一〇〇〇〇円
 八、新築長崎給料五〇〇〇〇円
 九、新築長崎給料二五〇〇〇円
 十、新築長崎給料一五〇〇〇円
 十一、新築長崎給料一〇〇〇〇円
 十二、新築長崎給料五〇〇〇〇円
 十三、新築長崎給料二五〇〇〇円
 十四、新築長崎給料一五〇〇〇円
 十五、新築長崎給料一〇〇〇〇円
 十六、新築長崎給料五〇〇〇〇円
 十七、新築長崎給料二五〇〇〇円
 十八、新築長崎給料一五〇〇〇円
 十九、新築長崎給料一〇〇〇〇円
 二十、新築長崎給料五〇〇〇〇円

[illegible][illegible]

歳	出	入	出	入
合	合	合	合	合
計	計	計	計	計
三〇三二〇五	一三二二九	八五九	四八二	
一五四七三六二				
七五五八四三				

昭和廿貳年九月廿五日提出

即日原案可決

東京都豊島区福生町長

岸徳次郎

第一節

急施事件付議達書

福生町町会

左記事件急施を要し別紙の通り目下開会中の会議に附する

昭和二十二年九月二十五日

福生町長 岸徳次郎



記

一 福生町税反その賦課徴收條例の特例設定に関する件

第二節 議案

福生町税及びその賦課徴収條例の特例設定に関する件

福生町税及びその賦課徴収條例中町民税の賦課については全條例
第十一條及第十二條の規定にかかわらず昭和二十二年度に限り左
の通り特例を設けるものとする

昭和二十二年九月二十五日提出 即日原案可決

福生町長 岸 徳次郎

條例第 歸

昭和二十二年度町民税は福生町税及びその賦課徴収條例第十
一條及第十二條にかゝらず左により賦課徴収するものとする

記

一 均等割

税總額の三割

一 營業總益額及左の基準による農業所得額

税總額の三割

作畑 一反 二〇〇〇圓

豚 一頭 五〇〇〇圓

山羊 一頭 一〇〇〇圓

牛 一頭 二〇〇〇圓

鶏 一羽以上一羽二〇〇圓

一 家屋及土地の賃貸價格

税總額の二割

一 資産状況による割額

税總額の二割

昭和二十二年臨時町會々議錄

昭和二十二年九月二十五日 福生町會と福生町役場は相集す
一、應招議員左の如し

第二番 児島 信一

第三番 井梅 弥十郎

第四番 田村 樂太郎

第五番 横田 壽照

第七番 田村 信

第八番 高橋 角藏

第十番 杉森 真

第十一番 加藤 市藏

第十二番 高水 藤太郎

第十三番 設樂 美知

第十四番 川窪 金吉

第十五番 田村 福一